

## 第5章

### フィリピンにおける障害アクセシビリティ

森 壮也

要約：

フィリピンの障害アクセシビリティについては、1982年アクセシビリティ法（BP344）と2016年テレビ字幕法（RA10905）とが現在のところ、同国の主要法律である。これらの基本となる「障害者のマグナカルタ」をベースに、物理的障害アクセシビリティを同国で実現するためにアクセシビリティ法は作られた。しかし、国連障害者の権利条約に見られるような障害アクセシビリティ概念の情報・通信アクセシビリティへの拡張に合わせた国内法整備が、情報アクセシビリティについて現在、進められている。さらに情報アクセシビリティの一部をなすテレビの音声情報の聴覚障害者のためのアクセシビリティについて、新たにテレビ字幕法が成立し、徐々にではあるが、フィリピンでも障害アクセシビリティの整備と現代化が進んでいると言える。

キーワード：

フィリピン 障害 アクセシビリティ 国連障害者の権利条約 テレビ字幕

#### はじめに

本報告書のテーマは、「アジアにおける障害者のアクセシビリティ法制」である。障害法制ないし障害学でアクセシビリティというと、よく引用されるのが、米国障害者法 ADA やその実施のためのアクセシビリティ・ガイドライン（ADA Accessibility Guideline<sup>1</sup>）

である。しかし、驚くべきことであるが、実は ADA 自身には、アクセシビリティという言葉の定義は存在しない。これに代わる連邦政府レベルの文書として、2010年6月29日に司法省と教育省が出した「同僚議員の書簡”Dear Colleague Letter”」と呼ばれる議員から同僚議員や大統領に宛てた書簡<sup>2</sup>での記述がある。同文書は、司法省と教育省の視覚障害学生にアクセシブルではない電子書籍リーダーが用いられていることに懸念を表明したもので、そこでは「アクセシブル (Accessible)」が次のように定義されている。

『「アクセシブル」というのは、盲人個人が完全かつ平等にアクセスできることで、彼らが自立して使用できて、それによって、盲学生や教授陣が同じ授業で同じ情報を享受することができ、晴眼者の学生や教授陣と本質的に同等に容易く利用できる形で、同等のサービスを享受することができることを意味する。』

これは特定の障害について具体的な形でアクセシビリティに言及したものである。一方、国連障害者権利条約 (UNCRPD) は第9条でアクセシビリティと題した章を特に設けており<sup>3</sup>、「障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信 (情報通信機器及び情報通信システムを含む。) 並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。」(日本政府外務省公定訳) として、「利用する機会の確保のための利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃する」ことがアクセシビリティの保障につながるとしている。これが先に述べたような障害領域における障害アクセシビリティの意味である。

然るに国際開発の局面においては、「アクセシビリティ」は、必ずしもこうした概念を包摂していることを共通の理解としていない。2016年、筆者は、フィリピンのマニラでアジア開発銀行が開催した”ADB Transport Forum 2016“という域内諸国の公共の交通機関についての国際シンポジウムに参加する機会を得たが、そこで改めて、その感を強くした。同国際シンポでは、副テーマを「すべての人たちにとっての持続可能な交通」として、SDGsを強く念頭に置き、公共の輸送機関における環境問題を中心に議論が展開され、多くの報告があったが、「すべての人たちにとって」の「すべて」は、障害者を全くと言って良いほど考慮の対象としておらず、主として女性と子供をいかにして包摂するかが議論されていた。さらに驚いたのは、「アクセシビリティ」ということばも同会議では何度も取り上げられたが、そこには「障害アクセシビリティ」についての考察は皆無で、「アクセシビリティ」とは、都市と地方を結ぶという意味の「アクセシビリティ」、つまり「アクセシビリティ」というよりも **Connectivity** と呼んだ方が良いような内容についての議論ばかりが繰り返されていた。

言わば、これが国際開発の現状であり、国際開発に関わる関係者の主流の意識である。障害アクセシビリティは明らかに脇に押しやられており、脇にあるというよりは不可視化されていると言った方が良い。こうした障害アクセシビリティの国際開発における周縁化、不可視化には、恐らく企画者に障害アクセシビリティの専門家が関わっていないことや、障害関連国際 NGO の力が女性・ジェンダー関連 NGO や環境 NGO と比べてまだ極端なほどに弱いということが背景として考えられよう。

このような問題についての考察のための素材は、まだ揃っていないが、本章では、こうした現状を踏まえつつも、ADB 本部のあるフィリピン国内では、つまり ADB の外壁の外ではどのような障害アクセシビリティへの努力が見られているのかをフィリピン政府の取り組みを中心に考察していく。次節では、まず 1982 年というアジアでも早い時期に成立しているアクセシビリティ法について、その概要と現在の状況について概論的に述べる。続く第 3 節では、同国のアクセシビリティ法が主として物理的アクセシビリティであった一方で、新しい動向としての情報アクセシビリティとして同国が取り組んだテレビ字幕法という 2015 年に新しく成立した法律について紹介する。最後にこれら二つの法律の現在の状況と今後の課題について整理する。

## 第 1 節 フィリピンのアクセシビリティ法

### 1. アクセシビリティ法—BP344

フィリピンのアクセシビリティ法については、現地における障害者の運動の実践は盛んなものの、日本での研究は、鷲谷 (2010) の現地における JICA プロジェクトの報告や曾田(2015)などを除くと、めぼしい研究はない。海外にまで手を伸ばしてようやく見つかる数少ないもののうち、Reyes, et al. (2015)は、コンパクトに同国の障害関連法制をまとめているが、同論文のアクセシビリティについての節では、「障害者のマグナカルタ<sup>4</sup>の中の最も重要な側面のひとつは、障害者のためのバリアフリーな環境の条項である。中央・地方の両政府は、政府の建物やファシリティについて障害者がより容易に移動できるため、諸資源の配分や構造的特性の開発を義務づけられている。こうした側面が BP344、アクセシビリティ法として知られる法律の中心的な部分である (筆者訳)」として、アクセシビリティ法をコンパクトにまとめている。BP344 は、共和国法第 7277 号、つまり同国の障害者法の基本となる「障害者のマグナカルタ」の第 25 条で定められているバリアフリー環境の整備のために、同法を補完し、実施するための法として作られたものである。

現行の「障害者のマグナカルタ」の第 6 章アクセシビリティの第 25 条は次のように述べている。

第 25 条 バリアフリー環境—国は、障害者が公の場、民間の建物や敷地、またその他の、国法（BP）第 344 号、別名「アクセシビリティ法」で言及のある場所において、アクセスが可能になるようバリアフリー環境を実現させなければならない。

中央・地方政府は、政府の建物や諸設備での障害者のための建築上の諸設備や構造物の特性を提供するための資金を配分しなければならない。

ここで述べられているアクセシビリティに関する中央政府と地方政府の責任が同法の根幹である。そして、同第 6 章では、これに引き続く、第 26 条と第 27 条では、そのアクセシビリティが及ぶ範囲について、次のように規定している。

第 26 条 移動可能性（モビリティ）—国は、障害者の移動可能性を促進しなければならない。障害者は、運輸局が出した障害に関連した諸規則・諸細則に従い、自動車に適切な対応や改造を施している限り、その自動車を運転することを許可されなければならない。

第 27 条 公共の輸送諸設備へのアクセス—社会福祉開発省は、周縁化された障害者が公共の輸送諸設備の利用へのアクセスを得られるよう支援するプログラムを開発しなければならない。そうした支援は、交通費の補助の形を取っても良い。

以上は、「障害者のマグナカルタ」での記述であるが、それを実際に施行できる形にした通称、アクセシビリティ法、正式名称、Batas Pambansa Bilang 344（国法第 344 号、1983 年修正）は、規程（Rule）I 同法の範囲と適用部分の中の「1 目的」で、同法の目的を次のように定めている。

以後、本規則・細則は、国法第 344 号「特定の諸建築物、諸施設、諸企業、公共施設に諸ファシリティや諸機器を設置することで障害者の移動可能性を拡大するための法律」の諸目的にしたがって、公共の用に供する諸建築物、諸ファシリティ、諸公共施設を障害者にもアクセス可能にする最低限の必要条件と基準とを規定するものとする（下線部筆者）。

また同法がカバーする範囲として、同規程 I の「範囲」で次の様に定めている。

1. 公共及び民間の建物、また公共の用に呈する関連した構造物で、新たに建設される、あるいは新たに改修されるもの
2. 街路及び幹線道路、公益事業
  1. 街路及び幹線道路
  2. 公共交通機関には次のものが含まれる。
    1. 旅客バス及びジープニ



## 2. 施行規則を巡る新たな動き

上に述べたようにこれまでフィリピンのアクセシビリティ法は、物理的アクセシビリティについてのみの法律であった。しかし、国連障害者権利条約においてアクセシビリティとは、第9条第1項で「物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有する」（政府公定訳）とあるように、国際的にもアクセシビリティは、明らかに物理的アクセシビリティに限定されず、情報や通信のアクセシビリティといった内容を持つことが国際的なコンセンサスとなっている。こうした動向を踏まえて、フィリピン政府内においても現在、全国障害者問題評議会（NCDA）において、アクセシビリティ法の改定ならびに情報アクセシビリティを含めた施行規則の改定の準備が進められている。

この現在、国会に提出されているアクセシビリティの改定案を仮に「新アクセシビリティ法案」とここで呼んでおくことにする。

「新アクセシビリティ法案」の2016年10月現在での構成は次のようになっている。

- 第1条 法の略名（「2016年すべての人のためのアクセシビリティ法」）
- 第2条 政策宣言（従来の法の目的に代わるもの）
- 第3条 同法の範囲
- 第4条 用語の定義
- 第5条 公共の用に呈する建築物のアクセシビリティ
- 第6条 公共交通機関のアクセシビリティ
- 第7条 アクセシブルなコミュニケーション
- 第8条 アクセス監査チーム
- 第9条 罰則
- 第10条 予算
- 第11条 施行規則・規程
- 第12条 無効条項や憲法違反の条項は他の条項に影響しない
- 第13条 本法律にしたがって大統領令等も修正される
- 第14条 施行期間

まだ審議中の法案であるが、第7条に特に明確に示されているようにこうした構成を見ただけでも同法がアクセシビリティを従来のアクセシビリティ法よりも広く捉えようとしていることが分かる。また第8条にあるように、従来のアクセシビリティ法では規定されていなかったアクセシビリティ監査が盛り込まれているのも同法案の特徴である。

この新たに盛り込まれることとなった「第7条 アクセシブルなコミュニケーション」

は4つの条項からなっている。第1項は、すべての政府に対して、政府が公開する情報をICTによってアクセシブルにすることを求めるものである。用いる手段としては、コンピュータでアクセシブルにすることはもちろん、IT機器の利用や電気通信、放送等についてアクセシブルな形で利用することを求めている。第2項は、アクセシブルなフォーマットでの情報提供をこれまた政府に求めるもので、手話通訳の提供やアクセシブルなウェブサイトの保障を求めている。続く第3項は、電気通信、放送、情報、コンピュータ、その他の情報技術機器のサービス提供会社に、障害アクセシビリティを考慮に入れることや障害者のユーザビリティを基本に機材を製造することを求めている。最後の第4項は、情報・通信技術機器、ハードウェアやその他部品は、様々な障害者が利用しやすいようにデザインすることを求めている。これらのうち、第1項や第2項は提案者であるNCCAを含む政府側の努力の問題であるが、第3項や第4項は民間に負担を求めており、議会での議論の際に民間からの抵抗に直面する可能性もあり、まだ予断を許さない状況である。

また「新アクセシビリティ法案」第11条の施行規則・規程についても同様に2016年10月現在での構成はおおかた次のようになっている。

規程 I タイトル、目的、構成

規程 II 政策及び目的の宣言

規程 III 用語の定義

規程 IV 障害者問題事務所 (PDAO) の設置と PDAO のフォーカル・パースンの任命

規程 V PDAO の長及びフォーカル・パースン

PDAO<sup>5</sup>といった新たに NCCA の地域組織として成立した組織に関する規程が盛り込まれているのは、「障害者のマグナカルタ」の修正に対応したものである。いわば、この「新アクセシビリティ法案」は、2010年代以降のフィリピンの障害者関連法整備に合わせて、旧来の法律を改正し、同時に国連障害者の権利条約に合わせて国内法を整備していくという流れの中でなされているものだと言える。

## 第2節 テレビ字幕法

### 1. 情報アクセシビリティへ

前節で述べたように現在、「新アクセシビリティ法案」の形をとりながら、フィリピンの障害者関連法は障害アクセシビリティ関連において、行政のイニシアティブにより大きな進展を見せつつある。しかし、「新アクセシビリティ法案」における情報アクセシビリティの中身は、政府の提供する情報におけるアクセシビリティ保障を求めるほか、民間にも情

報アクセシビリティを保障した機器・機材の提供を求めている。しかし、同法案が具体的な情報アクセシビリティの規程になっているかという点、まだ抽象的である。例えば、「新アクセシビリティ法案」の第 11 条の第 11 条の施行規則・規程も組織的な整備が中心であり、アクセシビリティをどのように保障するのかについての具体的な規程とはなっていない。

そのような中、2015 年フィリピン大統領選でドゥエルテ現大統領と大統領職を巡って争い、最後の候補者数人の中に残ったグレイス・ポー（Grace Poe）上院議員がテレビ字幕法を提案し、同法案は可決され、2016 年の 7 月にめでたく無事、大統領署名を経て発効したのである。

同法は、共和国法（Republic Act）第 10905 号で、正式名称は「すべてのテレビ局及びテレビ番組制作者に対し、クローズド・キャプションのオプション付き、ないしは、他の目的で番組の放送・公開をすることを求める法律」という。

テレビはニュースを初め様々な情報を伝えてくれ、娯楽にもなるが、もし放送されている音声が届かなくなったら、その有用性や楽しみは半減どころか、ほとんどなくなってしまうだろう。音声情報と画像情報の双方が伴ってこそテレビである。しかし、耳の聞こえない人たちにとっては、普通のテレビ放送は、この音声が届かぬ、あるいは不十分な形でしか届かないことになる。これに対し米国を初めとした米国では、テレビの音声情報を字幕で表示できるようにしようという技術的努力がなされ、テレビ視聴者が必要に応じて字幕のオン・オフができるシステムが開発された。それがクローズド・キャプションである。

クローズドというのは、普段は字幕は表示されていないことを意味し、オン・オフの操作をする前から字幕が表示されているものをオープン・キャプションと呼ぶ。米国では、1970 年代に最初の字幕放送が出現し<sup>6</sup>、その後、1980 年に最初のクローズド・キャプションのテレビ放送番組が出現している。また 1982 年には生放送の字幕（音声が届かぬ時にそれをその場で字幕入力）も始まった。技術的基盤がこうして醸成されたあと、1990 年代に入ってテレビ字幕デコーダー回路法が 1981 年に成立し、米国で販売される 13 インチを超えるすべてのテレビ受像器に字幕を表示するための回路を埋め込むことが義務化された。これは、字幕の普及を大きく後押ししたが、さらに技術の進歩によるデジタル・テレビの出現を背景に 1996 年字幕デコーダー回路法で、デジタル・テレビにも同様の字幕表示回路の組み込みが義務づけられた。

1990 年「障害を持つアメリカ人のための法（ADA）」は、レストラン等の公共の場での差別を禁じたため、そうした場所でのテレビ放送は字幕付きとなり、情報アクセシビリティを保障することとなった。さらに、2010 年 21 世紀通信・ビデオ・アクセシビリティ法により、番組制作側は、ネット放送でも字幕の提供を求められるようになった。このように米国では、関連技術の発展と合わせて、字幕放送関連法制を 20 年近くかけて整備してきた。日本では、1997 年に放送法が改正されて、旧郵政省が「字幕放送普及行政の指針」



を策定、10年計画で“新たに放送する字幕付与可能な放送番組のすべてに、字幕が付与される”ことを目標として掲げた。その後、2007年に視覚障害者のための副音声による解説放送も加えた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」が策定されて、指針となる放送番組すべてでの字幕付与が目指されているが、いずれにせよ、行政からのガイドライン提示の形で字幕の普及が進んでいるのが日本のパターンである。

## 2. アジア初のテレビ字幕法

一方、フィリピンの字幕法はどうだろうか。すべてのテレビ局やテレビ番組制作者にクローズド・キャプションでの放送を求めている。しかし、同時に実は第3条に次のような条項がある。

プログラム免除—以下のものはクローズド・キャプションから免除される。

- (a) 10分よりも短い公共サービス発表
- (b) 午前1時から6時までの間の早朝に見られる番組
- (c) 性質上、原文のままの番組
- (d) 同法順守が経済的に負担となる場合

同法の第4条は、ペナルティとして、同法に従わなかった場合、裁判所の判決により、5万ペソ以上10万ペソ未満の罰金あるいは、6ヵ月以上1年未満の禁固刑のどちらか、または双方を規定しているが、こうした罰則があっても、先の免除条項が果たす役割は、特に(d)がどの程度のものとなるかで大きくなってしまう。この経済的な負担については、第2条(b)で、

経済的な負担とは、以下の要因によって決定される重大な困難や支出を指す。

- (1) 番組のためのクローズド・キャプションの性質や費用
- (2) 提供者や制作者の業務への影響
- (3) 提供者や制作者の経済的なリソース
- (4) 提供者や制作者の業務のタイプ

と定義されている。こうした免除条項は、フィリピンでなくても業界団体の反対を押し切った議会で可決を模索する場合には、避けられない問題である。しかし、この字幕放送法が、フィリピンでアジアでは最初に法律の形で字幕付与を原則として義務づけたということの意義は評価されて良いだろう。

現在、実施規則・細則が、映画・テレビ・審査・分類委員会（The Movie and Television

Review and Classification Board, MTRCB) に、全国電気通信委員会その他の関係機関との協議の元、進められており、既に放送会社との規則・細則についての意見交換を終えているが、これらについては、現在進行中の事態であるため、情報を入手し次第、さらに分析していくことにする。

### 3. 立法過程での諸議論<sup>7</sup>

同法の立法は、1. で述べたようにグレイス・ポー上院議員の提案による。このため、グレイス・ポー上院議員に立法過程でどういった問題があったのか、またどのような工夫があったのかということについて書面によるインタビューを行った。その結果得られた情報を元に最後に同法の立法過程に関わる事情や議論を整理しておく、

まずポー上院議員が同法についてどのように着想したかである。国連障害者の権利条約の完全なアクセシビリティ、また障害者の言語・文化的アイデンティティの認識に関連してフィリピン政府がすべきこととして発案されている。またポー上院議員は、この法案の提出当時、上院の第16回会期(2013-2016)に公的情報・マスメディア委員会の委員長をしており、社会的法制整備をアジェンダとする同委員会の責務としてもこうした法律の整備を急いだということが背景にある。

同法の議論にあたっては意外にも大きな障壁となった問題は生じなかったが、字幕よりも手話通訳の整備をとというろう者の側の利害と、字幕の方が良いという難聴者の側の利害とが衝突するという事態は、日本同様、フィリピンでも生じたようである。またテレビの放送権所有者や番組制作者は、字幕付与がもたらす経済的負担の問題について公聴会<sup>8</sup>で懸念を表明しており、これが既に述べたような同法の第3条の免除条項につながったものと思われる。ただ、それでもそうした懸念があるからと同法の成立そのものを断念せず、障害者のために同法を成立させたことに、同上院議員のリーダーシップの意義があると思われる。

### おわりに

以上、フィリピンの障害アクセシビリティに関わる法制について、アクセシビリティ法とテレビ字幕法を取り上げて、紹介し、また論じてきた。フィリピン国内では、このように物理的アクセシビリティと情報アクセシビリティについての取り組みが進んでいるが、こういった障害アクセシビリティ法制は、まだ障害者に関わる特殊領域としてしか見られていないのか、そのフィリピンに本部があるアジア開発銀行での国際会議は、アクセシビリティに障害アクセシビリティが全く含まれていない状況である。

このような事態をどのように今後、進展させていくのか、開発の中に障害当事者たちを

インクルージョンしていくために、障害アクセシビリティ関連の法制がどのように関わっていけるのか、私たちは考えて行かなければならない。またそれが一国だけのものでなく、域内で情報が共有され、域内全体の取り組みに、ひいては、開発途上国の開発問題に関わる議論で、フィリピンを初めとした各国の法制整備の事例が取り上げられるようにならないといけない。しかし、冒頭のはじめにで書いたような国際開発関係の議論の場での現実を考えると、アクセシビリティの問題には当然、障害アクセシビリティの議論が取り込まれるようになるのには、どれほどの歳月があるだろうか。願わくば、それが遠い未来のことではなく、せめて近未来に起きることが期待できるようになることを祈りたい。

〔注〕 \_\_\_\_\_

<sup>1</sup> 米国でのアクセシビリティ基準を定めた同ガイドラインについては、米国アクセス委員会の以下のサイトに詳細な説明が載っている。

<https://www.access-board.gov/guidelines-and-standards/buildings-and-sites/about-the-ada-standards/background/adaag> 2017/03/01 閲覧

<sup>2</sup> <http://www.tamut.edu/training/PDFs/ADA%20Presentation%20Materials.pdf> (2017/03/01 閲覧) に同文書が掲載されている。

<sup>3</sup> 日本政府公定訳では「利用の容易さ」と訳されているが、アクセシビリティはユーザビリティとは異なるという議論（たとえば、Iwarsson and StÅHL, 2003）を考えるとこの訳はあまり妥当ではない。

<sup>4</sup> 「障害者のマグナカルタ」については、森（2010; 2012）を参照のこと。

<sup>5</sup> マグナカルタと PDAO については、森（2012）を参照のこと。

<sup>6</sup> 以下の米国の字幕放送発展史については、米国の老舗の字幕製作会社 NCI の HP (<http://www.ncicap.org/about-us/history-of-closed-captioning/> 2017/03/06 閲覧) を参考にした。

<sup>7</sup> 本項は、2016年9月に書面を通じて実施された同法の国会への提案者、Grace Poe 上院議員への質問への回答によっている。

<sup>8</sup> 上院の公聴会で意見を述べたのは、ABS-CBN チャンネル2, GMA チャンネル7, TV5, Solar TV(現 CNN フィリピン), フィリピン大学マスコミュニケーション学部, デ・ラ・サール大学, ファー・イースタン大学, 映画・テレビ・審査・分類委員会 (MTRCB), で、その他、障害側の当事者団体としてフィリピンろうリソース・センターとフィリピンろう連盟 (ろうコミュニティとこの二つの団体との関連については、森 (2010) を参照のこと) である。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 鷺谷大輔 2010. 「フィリピンのバリアフリー環境事情—地方における障がい者のためのバリアフリー環境形成プロジェクト—」, 『第 12 巻第 1・2 号 福祉のまちづくり研究』, pp.24-26.
- 曾田夏紀 2015. 『フィリピン農村部の障害者の生計機会を制限する構造とプロセス ～ニューールセナ町における非障害貧困層との比較分析から～』, 2014 年度日本福祉大学修士論文 (<http://www.arsvi.com/2010/150301sn.htm> 2017/03/03 閲覧)。
- 森壮也 2010. 「障害者差別と当事者運動—フィリピンを事例に」 小林昌之編『アジア諸国の障害者法・法的権利の確立と課題』アジア経済研究所研究双書 No.585, pp.183-206.
- 2012. 「フィリピンにおける障害者雇用法制」 小林昌之編『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進』, アジア経済研究所, pp.157-186.

〈英語文献〉

- Iwarsson, S. and A. StÅHL 2003. “Accessibility, usability and universal design—positioning and definition of concepts describing person-environment relationships,” *Disability and Rehabilitation* 25(2), pp.57-66.
- National Council on Disability Affairs 2010. *Batas Pambansa Bilang 344 (Accessibility Law) and its Original Amended Implementing Rules and Regulations –An Act to Enhance the Mobility of Disabled Persons by Requiring Certain Buildings, Institutions, Establishments, Public Utilities to Install Facilities and Other Devices*, NCDA: Quezon City, Metro Manila, the Philippines.
- Reyes, C.M., A. D. A Tabuga, and C. D. Mina 2015. “Legal and Institutional circumstances of persons with disabilities in the Philippines,” Mori, S., C.M.Reyes, and T. Yamagata, eds., *Poverty Reduction of the Disabled- Livelihood of persons with disabilities in the Philippines*, Routledge, pp.15-21.